新型コロナウイルスワクチン情報

64歳以下の人の接種予約を順次開始しています。

▼ワクチン供給について

国からのワクチン供給が不安定になっているため、予約開始日以降、一時的にご予約できない場合が予想されます。その場合でも、概ね1週間程度で予約を再開します。

ご予約できない期間が長期に渡る場合は改めてお知らせします。

▼予約方法

ご予約はコールセンターまたはインターネットのみで、窓口やFAXはお受けできません。

▼幸手市のコールセンター

受付　月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時（祝日除く）

☎(40)4020

※おかけ間違いに注意してください。

▲市ホームページから、新型コロナウイルスワクチン接種のWEB予約ができます。

12歳以上64歳以下の人の接種予約について

年齢ごとの予約開始時期は、接種券に同封した案内のほか、広報さって7月号の折込やホームページでもご確認いただけます。

予約開始直後はコールセンターへの電話が非常に混雑しますが、平均して1日～2日程度で電話が比較的繋がりやすくなっております。電話が繋がりにくい場合は、時間や日を改めてご連絡ください。

※7月14日現在の情報です。7月14日以降の情報は、折込をご確認ください。また、最新情報は、市ホームページをご確認ください。

接種証明書の発行

接種証明書は、当面は諸外国にワクチン接種証明書の提示を求められた場合にのみ提示するもので、国内での利用は予定されていません。

申請する際はつぎのものが必要となります。

- **旅券**　・**接種券**
- **接種済証または接種記録書**

※接種券を紛失した場合は、マイナンバーが確認できる書類のほか、旅券の内容などにより追加で必要となる書類があります。

※なお、接種証明書の提示が必要となる国へ行く場合のみ交付されます。

▼問合せ

○手続きに関する
お問い合わせ
新型コロナウイルスワクチン対策室
☎(42)8422

○証明書の意義や制度全般に関するお問い合わせ
新型コロナワクチンコールセンター
☎0120(761)770

▼国内での接種証明書

国内では、接種券右側の「予防接種済証（臨時）」または「接種記録書」が接種証明となります。なお、接種証明書の活用については、接種をされていない人やできない人への不当な差別に繋がらないよう、十分に留意するよう求められております。

問合せ　新型コロナウイルスワクチン対策室
☎(42)8422

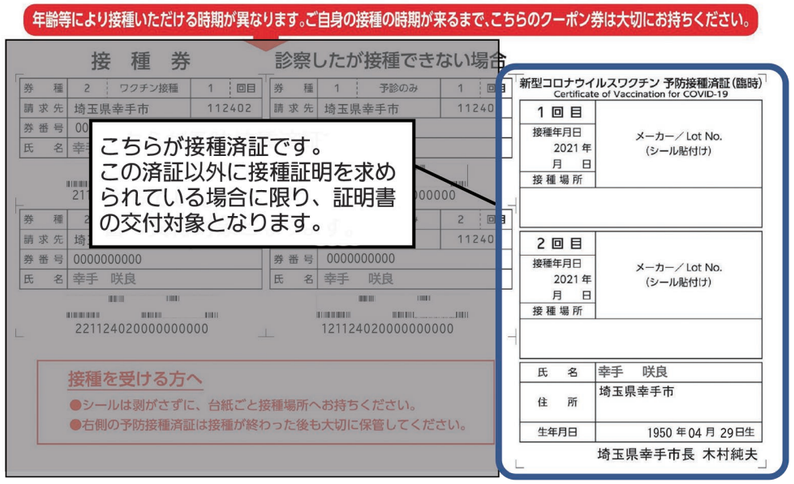

人間ドック・脳ドック検査費用の一部助成

問合せ　保険年金課 ☎(43)1111 内線 4404・FAX(43)1125

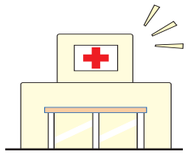

市では、疾病の予防・早期発見、健康の保持増進のため、人間ドック・脳ドックの検査費用の一部助成を行っています。

特定健診を受診した人も申請できます。健診と併用して、みなさんの健康管理に役立てましょう。

対　象　受診日時点でつぎの要件のいずれかに該当し、助成申請時において保険税（料）に未納がない人
- 満35歳以上の国民健康保険被保険者
- 後期高齢者医療被保険者

助成額　上限2万7000円/1人
※人間ドック・脳ドックのいずれか1回のみの助成で、検査費用が上限に満たない場合は、その額を助成。
※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に幸手市国民健康保険で、この助成を受けていない人。

申込み　医療機関から検査結果を受領後、保険年金課窓口で申請

申請期間　検査機関に検査費用を支払った日の属する年度内

持ち物　被保険者証、検査費用の領収書（検診を受けた人あてのもの）、検査結果（写しを取り、原本は返却します）、振込先の預・貯金通帳

※人間ドックとは、特定健康診査における健診項目をすべて含むものをいいます。
※脳ドックとは、磁気共鳴映像（MRI）、磁気共鳴血管撮影（MRA）などの画像診断を行うものをいいます。
※検査結果に応じて、「保健指導」をご案内します。

PCR検査・抗原検査費用を助成します

問合せ　健康増進課☎(42)8421

新型コロナウイルス感染症の検査で発生する保険診療の自己負担相当額を、一部助成します。

助成対象者　検査日時点で市に住民登録があり、令和3年4月1日以降に、保健所や医師の判断によりPCR検査や抗原検査を受けた人
※無症状の人が希望により自費診療で受ける検査は対象となりません。

助成金額・上限額　保険診療の自己負担相当額で、1回の検査につき1,780円まで（回数制限なし）

対象となる費用　初診料または再診料、鼻腔・咽頭拭い液採取、院内トリアージ実施料、乳幼児加算（6歳未満の乳幼児が受けたとき）

申請に必要なもの
①幸手市新型コロナウイルス感染症検査費助成金交付申請書兼請求書（市ホームページまたは窓口で取得）
②医療機関が発行したPCR検査・抗原検査に係る領収書の原本
③診療明細書など診療内容を証明する書類（コピー可）
④印鑑
⑤振込先の口座がわかるもの

申請期限　検査日の属する年度内
※2月1日から3月31日に受けた検査は、翌年度の5月31日までに申請。

申請方法　健康増進課へ郵送または窓口へ持参
〒340-0152　幸手市天神島1030-1　健康増進課宛
※検査結果が判明し、外出に支障がなくなるまでは、本人による窓口での申請はお控えください。